別表２中「財務Ｂ001」、「財務Ｂ002」、「厚労Ｂ001」及び「国交Ｂ003」を削り、「国交Ｂ007」の次に「法務Ｂ001」及び「厚労Ｂ007」を次のように加える。

番号	法務Ｂ001
特定地域活性化事業の名称	特定伝統料理海外普及事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第７条第１項第２号 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第131号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	在留資格「特定活動」において、あらかじめ法務省告示で定める活動に、外国人が、日本国内の料理店で働きながら日本の伝統料理の知識及び技能を修得するための活動は認められていない。
特例措置の内容	地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、特定伝統料理（注１）の海外への普及を図ることを目的として、当該特区内において、新たに、特定調理活動（注２）を行うことを可能とするために、在留資格「特定活動」について、あらかじめ法務省告示で定めている活動の特例を設ける。 （注１）「特定伝統料理」とは、地域活性化総合特区内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理をいう。 （注２）「特定調理活動」とは、本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の地域活性化総合特別区域内に所在する特定された事業所において調理に関する技能を要する特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動をいう。
同意の要件	１　指定地方公共団体は、本事業を円滑に実施するため、運営・監督主体として、対象外国人の受入れ環境の整備等について記載した実施要領を作成し、法務大臣に報告すること。 ２　申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当していること。 ⑴　特定伝統料理に係る地域活性化総合特別区域内の産業の発展に資する取組を他の公私の機関と連携して行っていること。 ⑵　申請人が国籍又は住所を有する国において所属する公私の機関（以下「海外の所属機関」という。）との間で、次の事項について合意し、その内容を明らかにした書面を交換していること（⑶に該当する場合を除く。）。 ①　申請人が海外の所属機関の業務の一環として派遣されること。 ②　申請人が帰国後、海外の所属機関の業務に復職すること。 ③　本邦において従事する特定調理活動について本邦の公私の機関と申請人とが雇用契約を締結すること。 ⑶　申請人が国籍又は住所を有する国において飲食店営業を営んでいる場合は、次の事項の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること。 ①　申請人が営む飲食店営業の業務の一環として特定伝統料理を修得すること。 ②　申請人が帰国後、特定伝統料理等を提供する飲食店営業を営むこと。 ⑷　申請人が特定調理活動を行うための受入れ環境の整備等に関して指定地方公共団体が策定し法務大臣に報告した次の事項を含む実施要領を適正に実施することができるものとして当該指定地方公共団体に指定されていること。 ①　特定伝統料理を修得するための計画及び施設に関する事項 ②　在留中の住居の確保に関する事項 ③　特定伝統料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項 ④　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項 ⑤　申請人との面接及び申請人からの相談への対応に関する事項 ⑥　申請人の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置（申請人が帰国旅費を支弁できない場合に指定地方公共団体が負担することを含む。）に関する事項 ⑦　特定調理活動の継続が不可能となった場合の措置（特定調理活動の継続のために指定地方公共団体が新たな本邦の公私の機関の確保に努めることを含む。）に関する事項 ⑸　特定伝統料理を修得するための期間を２年以内としていること。 ⑹　特定調理活動を行う者の受入れ人数を一事業所当たり２人以内としていること。 ⑺　過去３年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。 ３　申請人が次のいずれにも該当していること。 ⑴　海外の所属機関又は調理に関する第三者機関の推薦又は説明により、調理における技能を有し、素行が善良であると認められること。 ⑵　特定伝統料理を修得する意思及び帰国後、特定伝統料理を世界へ発信する意思を有すること。 ⑶　特定調理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	厚労Ｂ007
特定地域活性化事業の名称	地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業及び介護予防ポイント事業
措置区分	通知